

条例素案作成のための「たたき台（7月19日現在）」

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(前文)	【要検討事項】 ▼ 「こどもは権利の主体である」 ことを入れるべきでは？ ➡ 参考人から	
第1章 総則		
(目的) 第1条 この条例は、こどもの権利条約の精神にのっとり、こども、市、市民、保護者及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とする。	【指摘事項】 ▼ 「こどもの権利条約」を正式名称に ▼ 「のっとり」→「則り」 ▼ 「市民」「保護者」の順序を統一 ▼ 「です、ます」調に統一	(目的) 第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とします。
(言葉の意味) 第2条 この条例において次に掲げる言葉の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) こども 18歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。 (2) 市民 桑名市内に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者及び市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。 (3) 保護者 親及び親に代わってこどもを養育する者をいう。 (4) 育ち学ぶ施設 市内にある、保育所、こども園、幼稚園や学校及びその他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。	【指摘事項】 ▼ 「用語の定義」の方が通例 ▼ 「、」を追加 ▼ 「次に掲げる言葉」→「次の各号に掲げる用語」 ▼ 「次の各号」→「当該各号」 ▼ 「ところによる」→「とおりとします」 ▼ 各号文末を「です、ます」調に統一 ▼ 「桑名市内」の「桑名」を削除 ▼ 「または」→「又は」 ▼ 「保育所～学校及び」の表記を整理 【要検討事項】 ▼ 第2号の「市民」は、後の条項を規定する上で、「市民（前号のこどもを除く）」とした方がよいか（確認のみ）？ 同様に「市民」の定義から「団体」を除いた方がよいか（確認のみ）？ ▼ 第2号の「市内にある事務所または事業所において」は、事務所又は事業所で事業活動する者や団体のみを対象としていることになるが、よいか？ ▼ 第4号の「その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設」とは？ ▼ 第4号の「活動するために」を「活動することを目的として」にしてはどうか？	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。 (1) こども 18歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。 (2) 市民 桑名市内に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所又は事業所に勤務する者及び市内にある事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。 (3) 保護者 親及び親に代わってこどもを養育する者をいいます。 (4) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校（以下、第21条において「児童福祉施設及び学校」といいます。））、その他こどもが育ち、学び、活動することを目的として利用する施設をいいます。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
第2章 保障すべきこどもの権利 (大切なこどもの権利) 第3条 こどもは、こどもの権利条約に基づき、こどもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げるこどもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。 (1) 差別されない権利 (2) こどもに<u>もっともよいこと</u>を<u>考えてもらう</u>権利 (3) 幸せに育ち・生きる権利 (4) 意見を表明し、尊重される権利 (5) あらゆる暴力から守られる権利 (6) プライバシーが守られる権利 (7) 医療を受けられる権利 (8) 衣食住が<u>確保できる</u>権利 (9) 教育を<u>受ける</u>権利 (10) 休み、遊ぶ権利	【指摘事項】 ▼ 「もっともよいこと」を漢字で表記 【要検討事項】 ▼ 本条で特に大切なものを規定するのであれば、タイトルも合わすべきでは？ ▼ 漢字の「子」で「子どもの権利条約」と表記されている方が多いが、よいかな？ ▼ 第2号の「考えてもらう」は、この表現でよいかな？ ➡ 参考人から（修正案なし） ▼ 第8号の「確保できる」は、この表現でよいかな？ ➡ 参考人からも指摘あり ▼ 第9号の「受ける」は、この表現でよいかな？ ▼ 第10号の「休み、遊ぶ権利」の前に「自由に」を追加してはどうか？ ➡ 参考人から ▼ 各号の順番は、このままでよいかな？	(特に大切なこどもの権利) 第3条 こどもは、子どもの権利条約に基づき、こどもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げるこどもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。 (1) 差別されない権利 (2) こどもに最も良いことを考えてもらう権利 (3) 幸せに育ち・生きる権利 (4) 意見を表明し、尊重される権利 (5) あらゆる暴力から守られる権利 (6) プライバシーが守られる権利 (7) 医療を受けられる権利 (8) 衣食住が確保される権利 (9) 教育を受けられる権利 (10) 自由に休み、遊ぶ権利

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
第3章 こどもの権利を保障するための役割 (こどもの役割) 第4条 こどもは、自分と他の人の権利を大切にするように努めます。	【指摘事項】 ▼ 「するように努めます」→「するよう努めます」に統一 【要検討事項】 ▼ タイトルの「役割」を「責務」にしてはどうか？ ➡ 参考人から ▼ 内容的に責務と捉えられないか？ ➡ 代替案参照	(こどもの責務) 第4条 こどもは、自分と他の人の権利を大切にするよう努めます。 【代替案（事務局）】 (こどもの役割) 第4条 こどもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します。
(市の役割) 第5条 市は、こどもの権利の重要性を知り、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、こども、市民、保護者及び育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもにやさしいまちづくりを推進します。 2 市は、こどもが安全で健やかに育つための環境の整備に努めます。 3 市は、こども、市民、保護者及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。 4 市は、育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもがこどもの権利とその守り方を学ぶ機会を保障します。	【要検討事項】 ▼ 第1項の「こどもにやさしいまちづくり」は、個々によって概念が異なるため、「こどもが求める（安心できる）まちづくり」にしてはどうか？（本条以降要修正） ➡ 参考人から ▼ 第2項の「努めます」は、表現上弱くないか？ ➡ 参考人から ▼ 第3項が第25条（普及啓発）と重複しているが、よいのか？ ▼ 第4項の「その守り方」が分かりにくくないか？ ➡ 参考人から ▼ こどもの権利を学ぶことの中に、守り方も含まれるのでは？ ▼ 第4項で「保障します」とあるが、現実的に可能か？ ▼ 本条に財政上の措置を講じる規定を設けるべきでは？ ➡ 参考人から	(市の役割) 第5条 市は、こどもの権利の重要性を知り、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、こども、市民、保護者及び育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもが求めるまちづくりを推進します。 2 市は、こどもが安全で健やかに育つための環境の整備に努めなければなりません。 3 市は、こども、市民、保護者及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。 4 市は、育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもがこどもの権利とその守り方を学ぶことができる機会の確保に向けた取り組みを推進します。
(保護者の役割) 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもが大切な存在として受け入れられ、安全・安心に育つことのできる環境を確保するように努めます。	【指摘事項】 ▼ 「するように努めます」→「するよう努めます」に統一 【要検討事項】 ▼ 「受け入れられ」は、誰から？ ▼ 「環境の確保」より「環境づくり」の方がよいのでは？ ▼ 保護者の役割であるが、「努めます」という表現でよいのか？	(保護者の役割) 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもが全ての人から大切な存在として受け入れられ、安全・安心に育つことのできる環境づくりに努めなければなりません。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(市民の役割) 第7条 市民は、こどもの権利を知り、こどもとともに、こどもにやさしいまちをつくることを目指します。 2 市民は、こどもが健やかに育つことができるよう、地域で見守り、こどもの地域参加を受け入れ、支援するように努めます。 3 市民は、こどもの権利を保障するための施策や活動について協力するように努めます。 4 市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。	【指摘事項】 ▼ 「活動について」→「活動に」 ▼ 「するように努めます」→「するよう努めます」に統一 【要検討事項】 ▼ 第1項の「こどもにやさしいまちをつくること」を「こどもにやさしまちづくり」にしてはどうか？ ▼ 第1項で「目指します」と断定してもよいか？ ▼ 第1項と第2項の違いが分かりにくいため、「こどもが健やかに育つことができるよう」を「前項の取り組みに協力するため」にしてはどうか（ただし、これにより第3項は内容が重複するため要削除。）？ ▼ 第2項で「できるよう」「支援するよう」と「よう」が重複。「こどもが健やかに育つことができるよう」が、「地域で見守り」に係るのか、「支援」に係るのかが分かりにくくないか？ もし、こどもが健やかに育つことができるよう支援とつながるのであれば、どのような支援か？ ▼ 第2項の「こどもの地域参加を受け入れ」は当たり前のこと。こどもの意見を聴くことを追加すべきでは？ ➡ 参考人から ▼ 第3項で施策や活動への協力を求めているが、市民の中には様々な立場の人がいることから「可能な範囲で」という文言を追加してはどうか？ ▼ 第4項は、具体的に何を想定して規定しているのか？ ➡ 参考人から	(市民の役割) 第7条 市民は、こどもの権利を知り、こどもとともに、こどもにやさしいまちづくりを目指す取り組みに協力するよう努めます。 2 市民は、前項の取り組みに協力するため、地域で見守り、こどもが地域に参加できる環境づくりに努めます。 3 市民は、こどもの権利を保障するための施策や活動に、可能な範囲で協力するよう努めます。 4 市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
（育ち学ぶ施設の役割） 第8条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利について、学び理解しなければならない。 2 育ち学ぶ施設は、こども、市、保護者及び市民と連携・協働し、安全・安心かつ健やかに成長できる取り組みを推進します。 3 育ち学ぶ施設は、こどもの置かれた多様な状況に配慮し、様々な手段を活用して、こどもがこどもの権利を学ぶ機会を保障します。 4 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するため、専門性を高めるための研修を受ける機会を確保するように努めます。 5 育ち学ぶ施設は、施設の関係者間で日常の保育や教育等の喜びや悩みを共有でき、こどもに心身のゆとりを持って関わり合える環境を整備するように努めます。	【指摘事項】 ▼ 「です、ます」調に統一 ▼ 「を確保するように努めます」→「の確保に努めます」（他の条項と表記を統一） ▼ 「施設」→「当該施設」 ▼ 「環境を整備するように努めます」→「環境の整備に努めます」（他の条項と表記を統一） 【要検討事項】 ▼ 「育ち学ぶ施設」は、施設だけなのか、そこで働く職員まで含めるのか分かりにくい（本条以降では指摘省略）？ ➡ 参考人から（代替案参照） ▼ 第1項には役割を明記すべきでは？ ➡ 参考人から（代替案参照） ▼ 「学校」という表記を入れるべきでは？ ➡ 参考人から ▼ 第2項で「推進します」、第3項で「保障します」とあるが、言い切ってよいのか？ ▼ 第4項の「専門性を高めるための研修を受ける」に対する主語がない。また、専門性を高めるのは研修に限らないのでは？	（育ち学ぶ施設の役割） 第8条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利について、学び理解しなければなりません。 2 育ち学ぶ施設は、こども、市、保護者及び市民と連携・協働し、安全・安心かつ健やかに成長できる取り組みを推進するよう努めます。 3 育ち学ぶ施設は、こどもの置かれた多様な状況に配慮し、様々な手段を活用して、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会の確保に努めます。 4 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するため、当該施設の関係者が専門性を高めることができる機会の確保に努めます。 5 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者間で日常の保育や教育等の喜びや悩みを共有でき、こどもに心身のゆとりを持って関わり合える環境の整備に努めます。 【代替案（参考人）】 ※ 第1項のみ 第8条 育ち学ぶ機関は、こどもの権利を守り、尊重する役割があります。
第4章 こどもを支える人々への支援		
（保護者への支援） 第9条 市は、保護者がこどもの権利を保障するために、それぞれのこどもが置かれた状況に応じた適切な支援を行うよう努めます。	【指摘事項】 ▼ 「ために」→「ため」に統一 【要検討事項】 ▼ 保護者がこどもの権利を保障するのか、市が保障するのか、明確にすべきでは？ ▼ 保護者への支援ではなく、こどもに対する支援ととれるため、「家庭等の状況に応じた適切な支援」を入れるなど、文章の修正が必要では？（代替案参照） ▼ 「適切な支援を行うよう努めます」ではなく、「適切な養育ができるよう支援します」にしてはどうか？ ➡ 参考人から（代替案参照）	（保護者への支援） 第9条 市は、保護者がこどもの権利を保障するため、保護者に対し、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めます。 【代替案（事務局）】 ※ 第6条の保護者の役割と連動 （保護者への支援） 第9条 市は、保護者がこどものために取り組む環境づくりに対し、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めます。 【代替案（参考人）】 （保護者への支援） 第9条 市は、保護者がこどもの権利を保障するため、それぞれのこどもが置かれた状況に応じた適切な養育ができるよう支援します。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(育ち学ぶ施設への支援) 第10条 市は、育ち学ぶ施設におけるこどもの権利を保障するため、次の取り組みに対し、必要な支援を行います。 (1) 育ち学ぶ施設が専門性を高めるために行う自主的な研修と研究。 (2) 育ち学ぶ施設がこどもの権利を保障するために必要な整備。	【指摘事項】 ▼ 「次の」→「次の各号の」 【要検討事項】 ▼ 「取り組み」に対する主語を明確にすべきで、第1号と第2号の「育ち学ぶ施設が」は不要では？ ▼ 「行います」と言い切ってよいのか？ ▼ 第1号の「研修」と「研究」は、分ける必要があるか？ ▼ 第2号の「必要な整備」とは？ ▼ 第1号と第2号で「こどもの権利を保障するため」という表記が重複。第2号は、具体的な取り組みを規定すべきでは？（代替案参照）	(育ち学ぶ施設への支援) 第10条 市は、育ち学ぶ施設がこどもの権利を保障するために行う、次の各号の取り組みに対し、必要な支援を行うよう努めます。 (1) 育ち学ぶ施設が専門性を高めるために行う自主的な活動。 (2) 育ち学ぶ施設がこどもの権利を保障するために必要な環境の整備。 【代替案（事務局）】 ※ 第1号＋第2号 (育ち学ぶ施設への支援) 第10条 市は、育ち学ぶ施設がこどもの権利を保障するために行う環境の整備のほか、当該施設の関係者が専門性を高めるために行う自主的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めます。
(市民による活動への支援) 第11条 市は、市民によるこどもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。 2 市は、こどもとの適切な関わりが継続的になされるよう、こどもを支援する人材育成に対する活動を支援します。	【指摘事項】 ▼ 「人材育成」→「人材の育成」 【要検討事項】 ▼ タイトルと第1項の「市民による」が、「活動」に係るのか、「活動への支援」に係るのかが不明確では？ ▼ 第2項で「支援します」とあるが、言い切ってよいのか？ ▼ 第1項の「こどもの権利を保障するための市民の活動」に、第2項の「こどもを支援する人材の育成に対する活動」が含まれるのでは？ また、第18条で団体（市民）との協働を規定するのであれば、「団体」の定義付をここでしてどうか？（代替案参照）	(市民による活動への支援) 第11条 市は、市民によるこどもの権利を保障するために活動する市民に対し、必要な支援に努めます。 2 市は、こどもとの適切な関わりが継続的になされるよう、こどもを支援する人材の育成に対する活動を支援するよう努めます。 【代替案（事務局）】 ※ 第1項＋第2項 (市民による活動への支援) 第11条 市は、こどもの権利を保障するために個人又は団体で活動する市民（以下、「市民活動団体等」といいます。）に対し、必要な支援を行うよう努めます。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
第5章 こどもに優しいまちづくりの推進 (こどもの居場所) 第12条 市は、乳幼児期、学童期、思春期のこどもの年齢や発達に応じた多様な居場所づくりを推進します。 2 市は、こどもが主体的に自ら安心して居られる居場所を作るために必要な支援に努めます。	【指摘事項】 ▼ 「優しい」→「やさしい」に統一 【要検討事項】 ▼ タイトルを「こどもの居場所づくり」にしてはどうか？ 加えて、第5章各条のタイトルも「○○づくり」に統一してはどうか？ ▼ 第1項の「乳幼児期、学童期、思春期」は、後ろに「年齢や発達に応じた」とあるため、必要ないのでは？ ▼ 第2項の「こどもが主体的に自ら安心して居られる居場所を作る」は、こどもの負担にならないか？ ➡ 参考人から ▼ 第2項の「必要な支援」は、誰に対するものか不明確では？ ▼ 第2項の「主体的に」と「自ら」が意味的に重複していないか？	第5章 こどもにやさしいまちづくりの推進 (こどもの居場所づくり) 第12条 市は、 乳幼児期、学童期、思春期の こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所づくりを推進します。 2 市は、こどもが自ら安心して居られる居場所を作れるよう、必要な支援に努めます。
(療育・発達支援) 第13条 市は、こども一人ひとりの発達特性を早期に発見し、関係機関と連携して必要な支援に繋がられるように努めます。 2 市や育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ必要な配慮をするように努めます。 3 市は、こども一人ひとりが発達に合わせた適切な療育・支援を受けられる環境の整備に努めます。 4 市は、こどもや保護者が、休息を必要とする時に休むことができる環境の整備に努めます。	【指摘事項】 ▼ 「発見」→「把握」 ➡ 参考人から ▼ 「や」→「及び」 ▼ 「た」→「、」 ▼ 「ように努めます」→「よう努めます」に統一 【要検討事項】 ▼ 「療育」と「発達支援」は異なるものなのか？ ▼ 第1項で、市は「関係機関」とだけ連携するのか？保護者は？ ➡ 参考人から ▼ 第4項は、健全児を想定していない規定でよいのか？ ▼ 第2項と第3項をまとめることはできないか？また、第1項と順番を入れ替えるべきでは？（代替案参照）	(療育 ・発達支援 等の環境づくり) 第13条 市は、こども一人ひとりの発達特性を早期に把握し、保護者又は関係機関と連携して適切な療育に繋がられるよう、必要な支援に繋がられるよう努めます。 2 市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をするよう努めます。 3 市は、こども一人ひとりが発達に合わせた適切な療育 ・支援 を受けられるよう、環境の整備に努めます。 4 市は、第1項及び前項の支援の対象となるこども及びその保護者が、休息を必要とする時に休むことができる環境の整備に努めます。 【代替案（事務局）】 ※ 第2項＋第3項、併せて順番入替 (療育 ・発達 等の支援) 第13条 市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をするとともに、適切な療育 ・支援 を受けられるよう、環境の整備に努めます。 2 市は、こども一人ひとりの発達特性を早期に把握し、保護者又は関係機関と連携して適切な療育に繋がられるよう、必要な支援に繋がられるよう努めます。 3 市は、前2項の支援の対象となるこども及びその保護者が、休息を必要とする時に休むことができる環境の整備に努めます。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(学びの機会) 第14条 市は、何らかの理由で学校に通うことが困難な子どもが自ら社会的自立を目指し、自ら適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。 2 市は、育ち学ぶ施設や市民に多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。 3 市は、家庭の状況に関わらず、子どもが希望する進路や学校外の学びを安心して選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。 4 市や育ち学ぶ施設は、性別、国籍、障害の有無に関わらず、自ら適した学びを選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。	【指摘事項】 ▼ 「、」を追加 ▼ 「育ち学ぶ施設」「市民」の順序を統一 ▼ 「や」→「及び」 【要検討事項】 ▼ タイトルが「機会」で留まっているが、漠然としていないか？ ▼ 第3項で「家庭の状況に関わらず」とあるが、「家庭」のみでよいか？ ▼ 第3項の「子どもが希望する～学び」と第4項の「性別～自ら適した学び」が、経済的な面を除いてほぼ同じ。性別、国籍、障害の有無に限定しないよう「等」を入れれば、第4項冒頭「市及び」が不要では？ ▼ 第3項と第4項をまとめ、かつ、最も広義の規定であるため、第1項よりも前に規定してはどうか？また、第1項の「多様な学びの場の拡充」と第3項と第4項の「環境の整備」が重複していないか？（代替案参照）	(学びの機会を選択できる環境づくり) 第14条 市は、何らかの理由で学校に通うことが困難な子どもが、自ら社会的自立を目指し、自ら適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。 2 市は、市民及び育ち学ぶ施設に多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。 3 市は、家庭等の状況に関わらず、子どもが希望する進路や学校外の学びを安心して選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。 4 市及び育ち学ぶ施設は、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、自ら適した学びを選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。 【代替案（事務局）】 ※ 第3項＋第4項、併せて順番入替 (学びの機会) 第14条 市及び育ち学施設は、性別、国籍、障害の有無又は家庭等の状況に関わらず、子どもが安心して学びの選択ができるよう、子どもの意思を尊重し、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。 2 市は、何らかの理由で学校に通うことが困難な子どもが、自ら社会的自立を目指し、自ら適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。 3 市は、市民及び育ち学ぶ施設に多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(こどもに関わる相談) 第15条 市は、こどもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなど、安心して気軽に話すことができるよう、多様な相談の場所づくりを推進します。 2 育ち学ぶ施設は、当該施設でこどもが安心して相談できる体制の整備に努めます。 3 市は、市民、こども、保護者、育ち学ぶ施設から直接、相談を受けることの窓口を設けます。 4 市は、市民、こども、保護者、育ち学ぶ施設からの相談を受けた者が必要に応じて適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携体制の整備に努めます。 5 市は、こどもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます。 6 市民、こども、保護者、育ち学ぶ施設から相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守り、本人の同意なしに他者に開示しません。	【指摘事項】 ▼ 「、」を追加すべき ▼ 「市民」「こども」「保護者」「育ち学ぶ施設」の順序と表記を整理 ▼ 「直接、相談」の「、」の位置を調整 ▼ 「ことの」→「ことができる」 【要検討事項】 ▼ タイトルに「こどもに関わる」という表記が必要か？ ▼ 第1項の「身近な場所での関係づくりを通じて」の「関係づくりを通じて」という表記は必要か？ ▼ 第1項の「気軽に」という表記は必要か？ ➡ 参考人から ▼ 第1項の「多様な相談の場所づくりを推進します」という表現に違和感はないか？ ▼ 第3項で設ける窓口で何の相談を受けるのか？ ➡ 参考人から ▼ 第3項の「窓口を設けます」は、新たに設ける意味にとられないか？ ▼ 第3項を第1項の前にすべきでは？ ▼ 第4項で「多様な相談の場と」を削除したことにより、市と関係機関が連携をとる内容に変更されているがよいか？ ▼ 第6項の「しません」を他の条項と同様に「しなければなりません」にしてはどうか？ ▼ 第6項で本人の同意を必須とすると、児童相談所に繋げることができないのでは？ ➡ 参考人から	(こどもに関わる安心して相談できる環境づくり) 第15条 市は、こどもが身近な場所で、の関係づくりを通じて困りごとや不安に感じることなどを安心して気軽に話すことができるよう、多様な相談の場の拡充に努めます。 2 育ち学ぶ施設は、当該施設で、こどもが安心して相談できる体制の整備に努めます。 3 市は、こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から、直接相談を受けることができる環境を整備します。 4 市は、こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設からの相談を受けた者が必要に応じて適切な支援につなぐことができるよう、関係機関における連携体制の整備に努めます。 5 市は、こどもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます。 6 こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守り、本人の同意を得て他者に開示しなければなりません。ただし、緊急を要するとき又はこどもの命に係わるときは、この限りではありません。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(こどもの意見表明) 第16条 こどもは、自由に自分の意見を表明することができます。 2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。 3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。 4 市、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。 5 市、市民及び育ち学ぶ施設は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられないこどもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見を代弁するように努めます。 6 市、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに関係のあることを決めるときは、こどもと対話し、こどもの最善の利益が優先されるように考慮します。 7 市、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見の表明が促進されるよう、アドボカシーの精神に則って、こどもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。	【指摘事項】 ▼ 「ように～します」→「よう～します」に統一 【要検討事項】 ▼ 意見表明できないこどもへのフォローに関することを本条に規定すべきでは？ ➡ 参考人から ▼ 第2項で「不利益を受けません」とあるが、言い切ってよいか？ ▼ 第2項の「環境整備」を「環境づくり」にしてはどうか？ ▼ 第4項、第5項、第6項に「保護者」も加えてはどうか？ ▼ 第6項の「対話」には、「ask」と「listen」が含まれるということではないか？ ➡ 参考人から ▼ 検討結果をフィードバック（こどもの意見を聞いて受け止め、できないことに対しては何故できなかったのかの説明が必要）することを意識すべきでは？ ➡ 参考人から ▼ 第6項で「対話」が必須となるが、現実的に可能か？ ▼ 第7項の「意見の表明が促進」という表現に違和感はないか？ ▼ 第7項で「アドボカシーの精神に則って」とあるが、第5項に入れるべきでは？ ▼ 第7項の「人材の育成」の対象は、学校であれば先生でよい（確認のみ）？ ▼ 第7項の「アドボカシー」には注釈が必要では？ ➡ 参考人から ▼ 第7項と第3項を合わせることはできないか？	(こどものが自由に意見表明できる環境づくり) 第16条 こどもは、自由に自分の意見を表明することができます。 2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。 2 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。 3 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもが意見を表明しやすい環境づくりと、こどもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。 4 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられないこどもに対して、アドボカシーの精神に則って、その意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見を代弁するよう努めます。 5 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに関係のあることを決めるときは、こどもと対話するなど、互いの理解を深めることに努め、こどもの最善の利益が優先されるよう考慮します。 7 市、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見の表明が促進されるよう、アドボカシーの精神に則って、こどもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(こどもの参加) 第17条 こどもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。 2 市は、こどもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じようにこどもにも市民として意見を表明できる機会を設けるように努めます。 3 市は、こどもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。 4 市民は、こどもの多様な社会参加に協力するように努めます。 5 市は、こどもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、こどもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。 6 市は、こどもの利用する公共施設について、その環境整備と運営にこどもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。	【指摘事項】 ▼ 「施策と計画の～これらの実施結果」→「施策や計画の決定及びその実施結果」 ▼ 「、」を追加 ▼ 「おとな」→「大人」 ▼ 「ように努めます」→「よう努めます」に統一 ▼ 「こどもの利用」→「こどもが利用」 ▼ 「公共施設について、その環境整備」→「公共施設の環境の整備」（他の条項と表記を統一） ▼ 「または」→「又は」 【要検討事項】 ▼ 第1項の「参加」が不明確では？ ➡ 参考人から ▼ 第2項の「人材の育成」を「環境づくり」にしているか？ ▼ 第2項の「意見を表明できる機会」、第3項の「意見を表明し～仕組みづくり」、第6項の「参加できる仕組みづくり」が重複していないか？ また、前条第4項とも重複していないか？意見表明は、前条で規定すべきものは？（代替案参照） ▼ 「楽しさを味わうこと」だけではないがこのままでよいか？ ➡ 参考人から	(こどもの参加が社会参加できる環境づくり) 第17条 こどもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。 2 市は、こどもに関する施策や計画の決定及びその実施結果の評価などを行うときは、大人と同じように、こどもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。 3 市は、こどもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。 4 市民は、こどもの多様な社会参加に協力するよう努めます。 5 市は、こどもが社会参加の重要性を理解できるよう、こどもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。 6 市は、こどもが利用する公共施設の環境の整備と運営に、こどもの意見が取り入れられ又は参加できる仕組みづくりに努めます。 【代替案（事務局）】 ※ 第2項＋第3項＋第6項 2 削除 2 市は、市政、とりわけ、こどもが利用する公共施設の環境の整備と運営に、こどもの意見が反映される仕組みづくりに努めます。 3 市は、こどもが社会参加の重要性を理解できるよう、こどもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。 4 市民は、こどもの多様な社会参加に協力するよう努めます。
(団体との協働) 第18条 本章に定める、こどもにやさしいまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民や団体等の意見を活用し、これらと協働するように努めます。	【指摘事項】 ▼ 「市は」を追加 ▼ 「本章」という規定ではなく、具体的に何条かを規定 ▼ 「するように努めます」→「するよう努めます」に統一 【要検討事項】 ▼ 「団体」は、「市民」に含まれると定義付されているにも関わらず、突然「団体」は不自然。あらかじめ第11条で定義付しておくべきでは？ ▼ 「意見を活用」という表現は適切か？	(こどもにやさしいまちづくりを推進ための市民との協働) 第18条 市は、第12条から前条までの規定により、こどもにやさしいまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民活動団体等の知見も尊重し、これらと協働するよう努めます。 ※ 第11条と連動

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
第6章 こどもの安全・安心の確保		
(こどもの安全・安心) 第19条 こどもが安全に安心して生きるために、市はこどもを犯罪、事故その他の危害から守るために必要な政策を推進しなければならない。また、市民は、この施策の推進の協力を努めなければならない。 2 災害の発生時並びに復旧・復興時における安全について、市は、こどもにとって最善の利益を第一に考え確保すること。	【指摘事項】 ▼ 「市は」を冒頭に ▼ 「安全・安心」に統一 ▼ 「生きるために」→「生きられるよう」 ▼ 「政策」→「施策」 ▼ 「です、ます」調に統一 【要検討事項】 ▼ 第1項の「また、市民は～」以下の規定を第2項としてはどうか？ ▼ 第1項で「努めなければならない」と言い切ってよいのか？ ▼ 第2項は、市民だけでよいのか？ ▼ 第2項の「第一」という表記が、こどもが第一と捉えられないか？	(こどもの安全・安心を守るための施策の推進) 第19条 市は、こどもが安全・安心に生きられるよう、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るために必要な施策を推進しなければなりません。ただし、災害の発生時並びに復旧・復興時においては、安全を確保した上で、こどもにとって最善の利益を第一に考えなければなりません。 2 また、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、この施策の推進前項の施策の推進に協力するよう努めます。
(暴力、虐待及び体罰の防止) 第20条 暴力、虐待及び体罰は、こどもの権利を侵害する犯罪であり、こどもの心身の発達にも多大な影響を与えるものであって、絶対にこれはしてはならない。 2 市は、こどもに対する暴力、虐待及び体罰が行われないよう、育ち学ぶ施設及び保護者、市民に対して啓発を行うとともに、こどもが暴力や虐待及び体罰を受けず、安全に安心して暮らすことができるよう、環境の整備に努めます。 3 市民、保護者、育ち学ぶ施設は、こどもに対する暴力、虐待及び体罰が疑われる事案を発見した時には、市又は児童相談所や警察等の関係機関に通報しなければならない。 4 市は、暴力、虐待及び体罰を受けたこどもの心のケアをはじめとした必要な取り組みを行いつつ、原因を究明し再発防止策を講じなければならない。	【指摘事項】 ▼ 「です、ます」調に統一 ▼ 「ものであって」→「ものであるため」 ▼ 「絶対にこれはしてはならない」→「絶対にしてはなりません」 ▼ 「育ち学ぶ施設」「保護者」「市民」の順序と表記を統一 ▼ 「安全・安心」に統一 ▼ 「時には」→「ときは」 ▼ 「市又は～関係機関」の表記を整理 【要検討事項】 ▼ 不適切な関りにも触れるべきでは？ ➡ 参考人から ▼ 暴力、虐待及び体罰は、こどもの権利の重大な侵害では？ ➡ 参考人から ▼ 第2項の「努めます」は、育ち学ぶ施設に対する次条の規定に比べ弱いのか？ ▼ 第4項で医療機関との連携は外せないため、「市は、」のあとに、「関係機関と連携しながら、」を追加してはどうか？ ➡ 参考人から ▼ 第4項の「原因の究明」は全てか？	(不適切な関り又は暴力、虐待及び体罰の防止) 第20条 こどもに対する不適切な関り又は暴力、虐待及び体罰（以下「不適切な関り又は暴力等」といいます。）は、こどもの権利の重大な侵害であり、こどもの心身の発達にも多大な影響を与えるものであるため、絶対にしてはなりません。 2 市は、こどもに対する不適切な関り又は暴力等が行われないよう、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対して啓発を行うとともに、こどもが不適切な関り又は暴力等を受けず、安全・安心に暮らすことができるよう、環境の整備に努めなければなりません。 3 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する不適切な関り又は暴力等が疑われる事案を発見したときは、速やかに市、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」といいます。）、警察署その他関係機関又は関係機関に通報連絡しなければなりません。 4 市は、関係機関と連携しながら、不適切な関り又は暴力等を受けたこどもの心のケアをはじめとした必要な取り組みを行いつつ、その背景や原因の究明に努め、再発防止策を講じなければなりません。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(暴力、虐待及び体罰を防止するための体制整備) 第21条 育ち学ぶ施設は、関係者に対する研修や相談体制の整備のほか、暴力、虐待及び体罰の防止体制を構築しなければならない。 2 育ち学ぶ施設は、第三者の評価を受けるように努めなければならない。 3 市は、育ち学ぶ施設が前項の評価を受けるに当たり、必要な支援を行う。	【指摘事項】 ▼ 「関係者」→「当該施設の関係者」 ▼ 「のほか」→「とともに」 ▼ 「ならない」→「なりません」 ▼ 「するように」→「するよう」に統一 ▼ 「です、ます」調に統一 【要検討事項】 ▼ 前条とタイトルが重複。前条との違いを明確にするため、条のタイトルを第三者評価に特化すべきでは？ ▼ 第1項で不適切な関りについても規定すべきでは？ ➡ 参考人から ▼ 第2項の「第三者評価」は、何に対するものか明確にすべきでは？ ▼ 第2項で「努めなければならない」と言い切ってよいか？	(育ち学ぶ施設における第三者評価の推進) 第21条 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者に対する研修や相談体制の整備とともに、不適切な関り又は暴力等の防止体制を構築しなければなりません。 2 育ち学ぶ施設のうち児童福祉施設及び学校は、前項に対し、第三者の評価を受けよう努めなければなりません。 3 市は、前項の児童福祉施設及び学校育ち学ぶ施設が前項の評価を受けるに当たり、必要な支援を行います。 ※ 「不適切な関り」を追加する場合は第20条も修正する必要あり。
(いじめの防止・発生時の対応) 第22条 いじめはこどもの権利を侵害する重大な行為であり、決していじめをしてはならない。 2 市は、いじめを防止するため、いじめについての調査研究を行い、市民への啓発をはじめ必要な施策を講じます。 3 市と育ち学ぶ施設は、こどもがいじめを受けることなく、安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止に取り組みます。 4 市と育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあった場合、直ちに被害にあったこどもを守り、児童相談所、警察、保護者又は地域と連携していじめの解消に努め、いじめを行ったこどもに対しても必要な措置や支援を行います。	【指摘事項】 ▼ 「・」→「と」 ▼ 「です、ます」調に統一 ▼ 「ついで」→「関する」 ▼ 「と」→「及び」 ▼ 「環境を整え」→「環境を整備し」（他の条項と表記を統一） ▼ 「場合」→「ときは」 ▼ 「児童相談所～地域」の表記を整理 【要検討事項】 ▼ 第1項の文末を「許されるものではありません」にしてはどうか？ ➡ 参考人から（代替案参照） ▼ 第1項で「いじめは、～いじめを」と続くので標記の整理が必要では？ ▼ 第4項の「警察」は、取り締まる所であり削除してはどうか？ ➡ 参考人から ▼ 第4項で、いじめをしたこどもに対する「措置」を「指導」にしてはどうか？ ▼ 各項言い切る形でよいか（確認のみ）？	(いじめの防止と発生時の対応) 第22条 いじめは、こどもの権利を侵害する重大な行為であり、決していじめをしてはなりません。 2 市は、いじめを防止するため、いじめに関する調査研究を行い、市民への啓発をはじめ必要な施策を講じます。 3 市及び育ち学ぶ施設は、こどもがいじめを受けることなく、安心できる環境を整備し、互いに連携していじめの防止に取り組みます。 4 市及び育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあったときは、直ちに被害にあったこどもを守り、保護者又は地域のほか、児童相談所、警察署その他関係機関と連携していじめの解消に努め、いじめを行ったこどもに対しても必要な指導や支援を行います。 【代替案（参考人）】 (いじめの防止と発生時の対応) 第22条 いじめは、こどもの権利を侵害する重大な行為であり、許されるものではありません。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
(いじめ防止基本方針と付属機関の設置) 第23条 市は、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、桑名市いじめ基本方針を定め、いじめ問題対策連絡協議会のほか、必要な付属機関を設置する。 2 前項のいじめ問題対策連絡協議会及び必要な付属機関の構成、任期等は別に定める。	【指摘事項】 ▼ 「付」→「附」 ▼ 「ために」→「ため」に統一 ▼ 「桑名市いじめ基本方針」→「いじめ防止基本方針」 ▼ 「です、ます」調に統一 【要検討事項】 ▼ 「いじめ防止対策推進法」に基づき、基本方針を策定し、附属機関を設置するのであれば、本条は必要か？ ▼ 附属機関とこどもの権利擁護機関を分ける必要があるのか？ ➡ 参考人から ▼ 第2項で「いじめ問題対策連絡協議会」だけ例示する必要はあるか？	(いじめ防止基本方針と付属機関の設置) 第23条 市は、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条のいじめ防止基本方針を定め、同法第22条及び第28条に基づきいじめ問題対策連絡協議会のほか、必要な付属機関を設置します。 2 前項のいじめ問題対策連絡協議会及び必要な付属機関の構成、任期等は別に定めます。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
第7章 こどもの権利擁護の仕組み (こどもの権利擁護委員会) 第24条 市長 は、こどもの権利を守り、権利が侵害されたときは速やかに救済し、権利の回復を図るため、こどもの権利擁護委員会を設置 する 。 2 こどもの権利擁護委員会は、前条第1項により設置する附属機関が所管する職務を除き、次に掲げる職務を行います。 (1) 第15条 2項 の相談に応じ、必要な支援を行うこと。 (2) こどもの権利侵害に関わる救済の申し立てを受け、また、必要があるときは自らの判断で、こどもの権利の救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請を すること 。 (3) 前号の勧告、是正要請を受けて取られた措置の報告を求めること。 (4) 市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、こどもの権利の状況、こどもに関する施策におけるこどもの権利保障の状況などについて調査や審議を行い、市に報告し、提言 する 。 (5) 毎年、その活動状況を市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表 する 。 3 前項第2号の勧告、是正要請、同項第2号の報告及び同項第4号の報告、提言は、これを公表することができる。 4 こどもの権利擁護委員会は委員5人以内で組織 する 。 5 こどもの権利擁護委員はこどもの権利に識見を有する者から市長が委嘱 する 。 6 市は、こどもの権利擁護委員会の独立性を尊重し、その活動を支援 する 。 7 親など保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民 は、こどもの権利擁護委員の活動に協力 する 。 8 その他、こどもの権利擁護委員について必要な事項は、市長が規則でこれを定め る 。	【指摘事項】 ▼ 「市長」→「市」 ▼ 「です、ます」調に統一 ▼ 「2項」→「第3項」 ▼ 第2項中、各号の語尾を統一 ▼ 「親など」は削除し、「保護者」「育ち学ぶ施設」「市民」の順序を統一 ▼ 「関係者」は、特段必要がなければ削除する方向で統一 【要検討事項】 ▼ 章タイトルを見直すべきでは？ ▼ 条タイトルを見直すべきでは？ ▼ 第1項は、設置の目的と設置することだけを規定すべきでは？ ▼ 本条では、こどもの権利擁護委員会の設置や権限のみ規定し、詳細は、実際に運用する執行部側に委ねる方がよいのでは？ 本条に規定のないものだけ、執行部側で規定してもらうのであれば、具体的な流れまで整理しておく必要があるのでは？ ▼ 県と重複した場合の対応も委員会として整理しておくべきでは？単に窓口が増えれば良いという考えなのか、もしくは連携等が必要との考えなのか？など。 ▼ 第23条との住み分けはできているか？ ➡ 参考人から ▼ 第6項「その活動を支援します」では弱い ため、「その活動を支援しなければなりません」にしてはどうか？ ➡ 参考人から	第7章 こどもの権利擁護の仕組み (こどもの権利擁護委員会の設置) 第24条 市 は、こどもの権利を守り、権利が侵害されたときは速やかに救済し、権利の回復を図るため、こどもの権利擁護委員会を設置 します 。 2 こどもの権利擁護委員会は、前条第1項により設置する附属機関が所管する職務を除き、次に掲げる職務を行います。 (1) 第15条 第3項 の相談に応じ、必要な支援を行うこと。 (2) こどもの権利侵害に関わる救済の申し立てを受け、また、必要があるときは自らの判断で、こどもの権利の救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請を すること 。 (3) 前号の勧告、是正要請を受けて取られた措置の報告を求めること。 (4) 市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、こどもの権利の状況、こどもに関する施策におけるこどもの権利保障の状況などについて調査や審議を行い、市に報告し、提言 すること 。 (5) 毎年、その活動状況を市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表 すること 。 3 前項第2号の勧告、是正要請、同項第2号の報告及び同項第4号の報告、提言は、これを公表することができ ます 。 4 こどもの権利擁護委員会は委員5人以内で組織 します 5 こどもの権利擁護委員はこどもの権利に識見を有する者から市長が委嘱 します 。 6 市は、こどもの権利擁護委員会の独立性を尊重し、その活動を支援 しなければなりません 。 7 保護者、市民及び育ち学ぶ施設の関係者 は、こどもの権利擁護委員の活動に協力 します 。 8 その他、こどもの権利擁護委員について必要な事項は、市長が規則でこれを定め ます 。 【代替案（事務局）】 第24条 市は、こどもの権利侵害に対する救済又は回復等を目的として、こどもの権利を擁護する機関（以下、「こどもの権利擁護委員会」といいます。）を設置します。 2 前項のこどもの権利擁護委員会は、こどもの施策等を所管する部署とは独立した機関とし、次の各号の掲げる権限を有します。 (1) 申し立てのあった権利侵害事案に対する調査及び調整 (2) 関係者への是正勧告 (3) 前号の是正勧告を受けた者に対する報告要求 (4) 第15条第3項の規定により設置する相談窓口への助言及び支援 3 前項に定めるもののほか、こどもの権利擁護委員会の運営等に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

7月3日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
第8章 条例の推進体制		
（普及啓発） 第25条 市は、桑名市こどもの権利の日を定めます。 2 桑名市こどもの権利の日は、〇月〇日（〇〇の日）とします。 3 市は、桑名市こどもの権利の日に合わせて、こどもの権利の普及啓発を行います。 4 前項の普及啓発に当たっては、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。	【指摘事項】 ▼ 第2項の「桑名市こどもの権利の日」→「前項の桑名市こどもの権利の日」 ▼ 第3項の「桑名市こどもの権利の日」→「前項の日」 【要検討事項】 ▼ 第2項の「こどもの権利の日」は11月20日にするのか？ ▼ 何を想定して「市民の多様性を考慮」と記載したのか？ ➡ 参考人から	（普及啓発） 第25条 市は、桑名市こどもの権利の日を定めます。 2 前項の桑名市こどもの権利の日は、11月20日（〇〇の日）とします。 3 市は、前項の日に合わせて、こどもの権利の普及啓発を行います。 4 前項の普及啓発に当たっては、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。
（推進計画） 第26条 市はこの条例に基づき、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」と言います。）を定め、施策の充実を図ります。 2 推進計画には、桑名市子ども子育て支援事業計画を位置付けます。 3 市は、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などを行います。 4 推進計画の実施結果の評価と検証は、子ども・子育て会議が行います。 5 前項の評価と検証に当たっては、必要に応じて、推進計画の実施結果について、こども又は保護者その他関係者及びこどもの権利擁護委員の意見を聞くものとする。	【指摘事項】 ▼ 「、」を追加 ▼ 「言い」→「いい」 ▼ 「前項の」を追加 ▼ 「桑名市子ども・子育て支援事業計画」の表記を整理 【要検討事項】 ▼ 本条例に基づき計画を定めるのか、条例の推進を図るためでは？ ▼ 第3項は、次世代育成支援対策推進法の規定とほぼ同じ。評価、検証、必要な措置は、次世代育成支援対策推進法に規定されている上、桑名市子ども・子育て会議の所掌事務として、計画の評価が会議条例で規定されている。第3～6項は、本条例の推進のための規定とすべきでは？	（推進計画） 第26条 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定め、施策の充実を図ります。 2 前項の推進計画には、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき策定する桑名市子ども・子育て支援事業計画（以下、「子ども・子育て支援事業計画」といいます。）を位置付けます。 3 市は、前2項の規定の推進計画に、この条例の推進を図るために必要な事項を定めます。 4 前項に対する評価と検証は、桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第42号）に規定により設置の子ども・子育て会議が行います。 5 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況も踏まえて行います。 6 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、第24条で設置するこどもの権利擁護委員会の意見のほか、様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども、保護者、その他の関係者から意見を聴取します。
（条例の見直し） 第27条 この条例の施行の日から2年を超えない期間ごとに、こどもの意見を聴いて本条例の見直しを行います。	【指摘事項】 ▼ 「市は、」を追加 【要検討事項】 ▼ 子ども・子育て支援事業計画（5年）の中間見直しを活用するのであれば、2年ではなく3年を超えない期間とすべきでは？ ▼ 本条で「こどもの意見を聴いて」と入れなくても、前条で触れ、その評価と検証を踏まえて条例の見直しをするのでは？ ▼ 「見直しを行います」を「見直し等必要な措置を講じます」にしてはどうか？	（条例の見直し） 第27条 市は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、前条の評価と検証を踏まえ、見直し等必要な措置を講じます。

7 月 3 日現在の条項案	指摘事項・要検討事項	修正案
附 則 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。 2 第24条の規定は、公布の日から2年を超えない範囲で規則で定める日から施行する。	【指摘事項】 ▼ 「です、ます」調に統一 【要検討事項】 ▼ 条例を公布しても直ぐに実行に移せるものばかりではないため、一定の期間を設ける必要があるのでは？ ▼ 第 24 条で規定する「こどもの権利擁護委員会」は、三重県の動向を見たいと執行部側は主張している。委員会としては、三重県の動向に関わらず、市単独で設置すべきとのことであるが、三重県で設置された場合、所掌する事務の住み分け、三重県のとの事務の調整や連携等はどうするか？附則でその辺りのことを触れておくべきでは？ ▼ 第 26 条で推進計画と位置付けた「桑名市子ども子育て支援事業計画」は、次期計画（令和7年度からの5年間）以降を指すようにしておくべきでは？ また、同条で当該推進計画の評価を子ども・子育て会議で規定しているため、子ども・子育て会議条例の一部改正をここで触れるべきでは？	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 年 月 日から施行します。 (検討) 2 市は、この条例の施行後2年を目途として、三重県におけるこどもの権利擁護の状況を勘案し、必要があると認めるときは、第24条について必要な措置を講じるものとします。 (推進計画の適用) 3 この条例の施行後、第 26 条第 2 項で位置付ける推進計画は、令和7年度以降に策定された子ども・子育て支援事業計画を適用します。 (桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正) 4 桑名市子ども・子育て会議条例（平成 25 年桑名市条例第 42 号）の一部を次のように改正します。 第 2 条第 3 号を同条第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加えます。 (3) 桑名市こどもの権利条例（令和 6 年桑名市条例第 号）第 26 条第 4 項に規定の評価と検証をすること。